

令和4年度公立大学法人沖縄県立芸術大学における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣 旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本法人」という。）が行う物品及び役務の調達に当たって、障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、本方針を定める。

2 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設は、沖縄県内の障害者就労施設等とする。

3 調達の基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの調達の推進については、全学で取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。

4 調達の目標

調達する物品等について、可能な限り前年度実績額以上の調達を行うことを目標とする。

5 調達方針及び調達実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達方針及び調達実績については、大学ホームページにより公表する。

6 担当部署

本方針の担当部署は、事務局総務課とする。

附則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。